

巻頭言

労協法施行を契機に、労働の価値意識 の転換を促す運動を地域からつくる ～働く者・市民が連帯と協同の新たな時代を拓く主体者に～

田嶋 康利（日本労協連専務理事/協同総研常任理事）

1. はじめに一歴史的危機の時代に施行 される労働者協同組合法

“協同労働運動の前史が終わり、新たな時代の幕開けを迎える”-2022年10月1日、労働者協同組合法(以下、労協法)の施行という協同労働運動の歴史的画期を迎えるにあたって、私たち労協連が果たす社会的・歴史的役割が大きく問われている。

現代世界は、政治や経済、社会そして自然や環境、人々の意識など、あらゆる領域に資本主義的新自由主義が席卷する中で、人間の経済活動が地球を破壊しかねない“人新世”と称される人類史的危機の時代を迎えている。自然資源の限りない収奪と大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済・社会システムがもたらす地球環境の破壊-人類の生存条件を脅かすほどのレベルに達している温室効果ガスの排出に抗して、地球温暖化を抑制し持続可能な社会に転換するためにはどうしたらよいのか。百年に一度と言われるコロナパンデミックによる緊急事態が世界中を覆う中で、普遍的権利としての基本的人権、社会権としての生存権はどうすれば護ることができるのか。人類を一瞬にして絶滅する核戦争の脅威-民主主義と

平和の危機の時代に、持続可能な社会をつくるにはどうしたらよいのか。そして、一人ひとりが安心して働くことができる社会に転換していくためには、何をどうしたらよいのか。

2. 法施行を迎えて-ケア労働を軸にした労働の価値意識の転換を

今、労協法施行を目前にして、私たち労協連に課せられた最大の課題は何かを考えたい。

それは、コロナパンデミックで露呈された派遣労働やギグワーカーに象徴される不安定就労の増大と労働の劣化-新自由主義により労働が蔑ろにされ、使い捨てられている時代に、資本に従属した“労働”とその価値観・価値意識の転換を人々に促し、一人ひとりの人間的な成長・発達と、持続可能な社会を地域からつくる“よい仕事”の実践を市民主体の運動として展開し、協同労働の可能性とその価値、展望を社会に示していくことである。

私たちは、働く者や市民が出資して事業・経営を主体的に担い、話し合いを深め、生活と地域に必要とされる仕事を協同でおこし、よい仕事へと高める-この“協同労働”という働き方に到達するまで

に、戦後の失業対策事業の後处理的な仕事－前史的な取組みを含めて40年余に渡る試行錯誤と格闘を重ねてきた(2021年度、就労者約1万5千人、事業規模372億円)。

それは、どうすれば働く者が“雇われ者意識”を超えて一人ひとりが主体者となり、人間的に成長・発達することができるのか―「失業した労働者はもう一度より良く企業に雇われるしか道はないのか」「労働者は企業の主人公になり得るか」と問い、労働者とはどういう存在か、労働とは何か、これらの価値や意味を問い直し、協同労働として位置づけ、よい仕事に向けた格闘を通じて社会に問うてきた歴史でもあった。その中で、私たちは労働とは人間を人間たらしめる“類の本質”の証であり、協同労働によるよい仕事の格闘を通して人間的な成長・発達ができるという実感を掴んできた。

法制化市民会議の初代会長で、東京大学名誉教授の大内力氏は「いままでの資本主義体制が根本的に修正されることが求められる時代に、根本的にどこを直すのか。いちばんの基本は、自分の能力を生かすためではなく、人に雇われて人の命令に従って、会社を儲けさせるために働かなければならない自主性のない労働のあり方。労働するとは、生きるため、社会の発展のためと同時に、それぞれの人生の実現であり、人格の完成であるという社会体制をどうつくっていくかが21世紀の歴史的課題だ」と語られた。

私たち市民は、まっとうに働くことを

通じて、健康で人たるに値する生活を獲得し、平和で豊かな社会で、持続可能な自然や環境と調和しながら、暮らしたい。そして持てる力や可能性を思い切り発揮して仲間と一緒に働くことで、社会に受け入れられ、人間的な成長・発達を遂げたい、という根源的な欲求、願いを持っている。

この願いを実現するためには、資本主義の根本矛盾である“資本に従属した労働”とそのあり様を、協同労働を基礎に、“人が生きるに値する、まっとうな労働”(ディーセントワーク、社会的有用労働)へと大きく転換させていくことが必要だ。

そのためには、現下の危機の本質を私たち一人ひとりの組合員自らがしっかりと認識し、持続可能な地域づくりをめざす自立的で主体的な運動・事業の創出を地域に働きかけ、労協法-協同労働を基盤に、それらを多様に生み出していくこと。そして、市民や働く者が社会の主体者であることの自覚を高め、「脱成長」や「社会的連帯経済」などポスト資本主義へと社会をより良く変革しようと社会運動を展開している全国・全世界の人々との連帯を強めていくことである。

とりわけ、環境や自然の豊かさを持続可能なものとする“ケア労働”の領域を拡大し、人々の生存に欠かせないあらゆる公共の領域―新自由主義によって侵された―を<コモン>の領域へと転換させることが、ますます重要になっていく。今日“ケア労働”は、介護や保育といった福祉の狭い領域にとどまらず、人々の生存

基盤といのちを持続可能なものとする行為として位置づけられており、地球環境の保全や人々の生存－社会を守る、社会の再生産にとって極めて本質的な労働であり、地域に社会をつくる仕事として最も高く評価されなければならない(ケア・コレクティブ「ケア宣言—相互依存の政治へ」)。

3. 労協法制定の時代、働く者・市民が持続可能な社会づくりの主体者に

労協法成立にご尽力いただいた国会議員から「時代が求めた法律」「コロナ禍で産声を上げたのは歴史の必然」など、社会を変える力を生む労協法への期待が熱く語られた。そして、超党派の協同労働推進議員連盟の設立により法推進に全力をあげる決意表明がなされ、労協法の一部法改正を経て、国・都道府県・基礎自治体などで法の周知や相談窓口の設置などの予算化・政策化が進められている。

私たちは法施行を前後して、「生活の困難や失業の中であって、相談できる居場所や自分を生かせる仕事がほしい」「障害や困難にある人を制度の利用者としてではなく、共にはたらく取り組みを進めたい」「子ども食堂や居場所づくり、不登校の子どもの学びの場…子どもの未来のために働きたい」「人生100歳時代、退職後は地域のために働き、元気な時からつながりを豊かにしたい」「ケア労働の社会的な価値を高め、利用者や地域の立場に立って、この仕事を充実させたい」「第一次産業や商売、ものづくりなど価

値ある仕事を、新たな形で次の世代に継承したい」「環境や自然、地域のつながりや文化を大切にし、自分らしく働き、暮らしたいを若い世代へ…」などの思いと出会い、懇談を重ねてきた。そして、それらの思いを協同労働・労協法を活用して実現していくための取り組みとして、協同労働推進ネットワークを13の道府県で立ち上げ、協同労働を求める多様な人々や団体、協同組合・労働者福祉協議会、自治体職員や地方議員、また協同総研の会員・研究者の方々に多数ご参加いただいている。

労協法の最大の特徴と意義は、働きたいと願う誰もが安心して働くことができる－「多様な就労機会の創出」による“完全就労社会”の創出と、人々の願いや思い、地域の課題を、仕事おこしを通して実現する「地域の多様な需要に応じた事業の促進」。そして、これらの実践を通して「持続可能で活力ある地域社会の実現に資する」という今日的な時代の要請に答えて、法の目的を第一条に明瞭に掲げたことだ。特に、主体である労働者(組合員)の主権を“公益権の行使”として基本原理の中で「意見反映原則」として位置づけ、持続可能な地域づくりの主体者たらしめる新しい労働者像、新しい労働概念を社会に提起、制度化したことである。

この持続可能な地域づくりの主体に労働者協同組合・協同労働という“労働”を位置付けたこと、労働者の主権＝民主主義を制度の中に位置付けたことを、私たちは大変重く受け止めている。

私たち労協連は、法施行目前の本年6月に開催した総会で以下の課題を提起し、法制定時代の運動・事業に全力を傾注していくことを確認・決意した。

第一に、労協法の施行から移行期間の3カ年を焦点に、協同労働運動の新たなナショナルセンターを展望して、協同労働推進ネットワークを全県に広げ、多様な労働者協同組合に結集を呼びかけ、労協法人連合会を2023年4月に確立する。

第二に、人類史的危機の時代に、その課題に真正面から立ち向かう協同労働運動の歴史的な意義を社会に問い、労協法施行を契機に労働観の転換を図る協同労働とその価値を社会に提起し、持続可能な地域づくりに向かう。特に、社会と自然が地域で循環する経済をめざし、F(食)E(エネルギー)C(ケア)の自給コミュニティの形成を進める。この中心戦略に、「みんなのおうち」(協同総合福祉拠点)を位置づけ、地域の多様な人々と出会い、つながる「まちづくり講座」に取り組む。この実践を通して、人間らしい労働と持続可能でより良い社会を求めるあらゆる人々と連帯し、私たちがこれ

まで格闘してきた協同労働の価値と経験を伝え、共に社会の主体者たらんとする運動を地域からつくり出す。

第三に、資本のグローバル化に抗し、社会変革をめざす運動と連帯し、内外に協同労働を推進する人々とのネットワークをつくり、国・自治体の地域づくりの公共政策の基本に協同労働と労働者協同組合を位置付ける運動を進める。

4. おわりに―「新しい倫理」を社会に生み出していくために

「労働を協同のかたちで行い、実効的な社会保障を確立し、そうして徐々に、新しい倫理を生み出していくことができるだろう」とデヴィッド・グレーバーは「民主主義の非西洋起源について―『あいだ』の空間の民主主義」(以文社、2020年)で語っている。

協同労働の価値やその役割が、労協法制定の時代に多くの人々の認識となり、この実践が全国に広がっていけば、新しい社会を創造する主体形成を促し、新しい倫理を社会に生み出していくことができるのではないだろうか。